

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(令和6年8月)

目次

| | |
|---|----|
| 1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方 | 2 |
| 2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組..... | 3 |
| 3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方 | 3 |
| (1) こどもの育ちについての理解 | 5 |
| (2) 信頼関係の構築 | 5 |
| (3) 豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援） | 8 |
| (4) 意思表出支援 | 10 |
| (5) 意見形成支援 | 12 |
| (6) 意見表明支援 | 13 |
| (7) 意見実現支援 | 13 |
| 4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点 ... | 14 |
| (1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上 | 14 |
| (2) 職員の知識・技術等の向上 | 14 |
| (3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備 | 14 |
| (4) こどもに対する権利擁護に関する説明等 | 15 |
| (5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用 | 15 |
| (6) 関係機関・関係者との連携 | 15 |
| (7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画 | 16 |
| (8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化 | 16 |

1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するため 1989 年に定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約である。18 歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。子どもの権利条約は、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の 4 つを原則としている。また第 12 条第 1 項では、「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と規定されている。

令和 5 年 4 月、こども家庭庁が発足し、あわせて、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行された。こども基本法では、基本理念として、子どもの権利条約の 4 原則にもあるように、①差別的取扱いを受けないようにすること、②福祉に関する権利が等しく保障されること、③自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、④意見の尊重・最善の利益の優先考慮等、こどもの権利擁護に関することが明記された。

また、こども基本法では、こども施策をしっかりと進めていくため、こども施策の基本的な方針となる「こども大綱」を策定することが定められた。こども大綱により、すべてのこども・若者が、身体も心も元気に、周りの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を目指していくこととなった。

令和 4 年に改正・令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法（以下「令和 4 年改正児童福祉法」という。）においては、社会的養護の下にあるこどもの権利擁護に係る取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置づけ、都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うことが規定された。また、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ、都道府県はその体制整備に努めることとされた。さらに、これらの取組を進めるに当たって、令和 5 年 12 月に「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（以下「スタートアップマニュアル」という。）が策定されており、こどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示されているところである。

障害児支援の分野においても、令和 6 年 4 月から、障害児通所支援事業や障害児入所施設の運営基準において、事業所・施設に対し、こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を求めている。障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多いことから、スタートアップマニュアルに加え、障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を作成した。

また、障害のあるこどもの支援に当たっては、保護者の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいことも想定される。保護者の意見や意向を丁寧に把握し、尊重することは非常に重要であるが、権利の主体はあくまでこどもであることを十分に理解し、こどもに寄り添い、こどもの意思をくみ取り、こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益の実現を目的として支援していくことが必要である。

こどもの支援に関わる事業所・施設の職員は、このことを十分に理解し、こどもの権利擁護に関する学びを続けていくことが必要である。

各事業所・施設において、障害のあるこどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益を優先考慮した支援の提供がより一層図られるよう、本手引きを参考に、取組を進めていただきたい。

2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供が求められている。

具体的には、事業所・施設は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くことが考えられる。

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

事業所・施設の職員が、これらの取組を含め、日々の支援を行うに当たっては、3. 以降に記載する様々な留意点や取組例を参考に、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けて実践していくことが必要である。

3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」—「意思形成支援」—「意思表出支援」—「意見形成支援」—「意見表明支援」—「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、個別にコミュニケーションをとっていくことが想定される。

障害のあるこどもにおいては、必ずしも言語的なコミュニケーションが可能ではないことや、様々な事情で余暇や文化的活動の経験が限られてきた場合がある。また、こどもによっては、これまでの育ちの中で主体性が育っておらず、意思の表出に関わる意欲が委縮している場合等もある。

支援に当たる事業所・施設の職員は、こうした場合があることにも留意しながら、まずはこどもの育ちについて理解した上で、こどもとの信頼関係を構築し、愛着を土台として、安全・安心な環境の中でこどもの自己肯定感を育てていくことが重要である。

また、こどもが、遊びや豊かな活動等を通じて様々な経験を積み重ねながら、自分が権利の主体であることを理解するとともに、様々な選択肢があることを学ぶことや、自分で選択する経験を増やしていくことが土台となることを認識して「意思形成支援」をしていくことが重要である。

その上で、日常の遊びや活動、生活場面の中で、こどもが表出したことに応答し、こどもが受け止められたと実感し、また表出したいと思えるようなコミュニケーションの繰り返しの中で、こどもの自己肯定感を育てていくことが重要である。それぞれのこどもの独自の意思表示の方法を理解し、育まれた意思が、言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫し、「意思表出支援」をしていくと同時に、様々な経験を通して「意見形成支援」を積み重ねていくことが大切である。

さらに、こどもの形成された意見を言語化し、こどもにその内容を必ず確認した上で、こどもが思っていることを他の人にも伝わるように言語化・通訳し伝えていくことなどによって「意見表明支援」を行っていくとともに、こどもが表明した意見を反映していくよう「意見実現支援」に努め、こどもが自ら判断し行動することを支えていくことが重要である。

この際、年齢や発達の特徴等により、言葉による意思の表出が困難であるこどもに対しては、手話やトーキングエイド、文字盤や絵カードなどの様々なコミュニケーションツールの活用など適切な合理的配慮の実施により、意思表出を支援していくことが重要である。また、意見を言えないと決めつけるのではなく、こどもとともに時間を過ごしている事業所・施設の職員が、こどもとの間で信頼関係を構築する過程で、こどもの生活スタイルや選好等を理解し、それらをもとにそのこどもの意思を推察することや、言葉のみならず、その態様や行動変化など客観的な状況をくみ取るにより意見形成や意見表明を支援していくことが重要である。

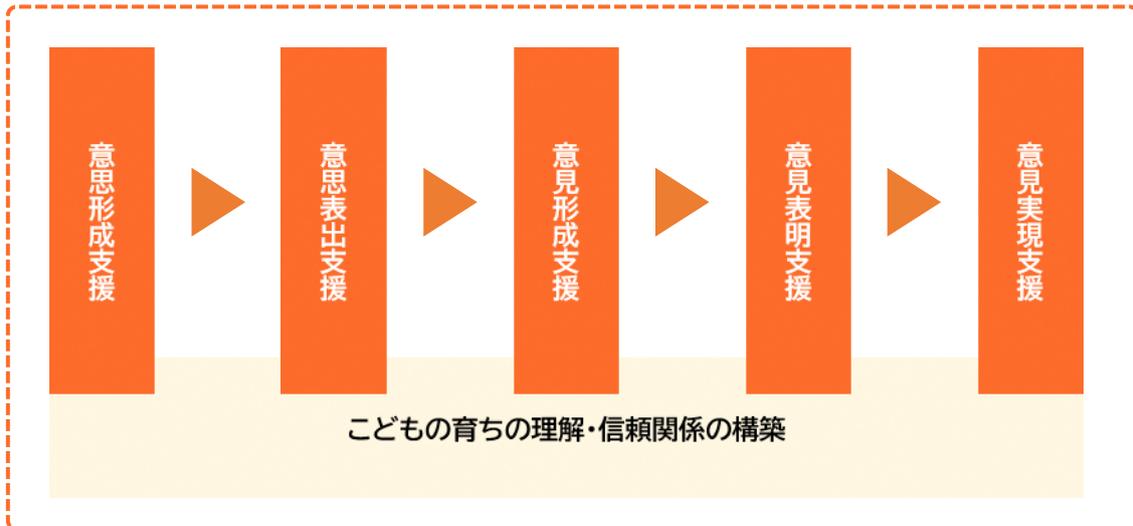
また、こどもが表明する意見と職員がそのこどもの最善の利益と考えることに相違が生じる場合、将来も見据えたこどもの最善の利益を考え、こどもの意見や希望を実現できないこともある。そのような場面においては、こどもの意見を否定せず、意見を受容し傾聴することが重要であり、事業所・施設の各職員が役割分担を行い対応することや、事業所・施設の職員以外の意見表明等支援員¹(※)を活用することも考えられる。

障害のあるこどもの中には表現することが難しいこどももいる。また、表現をしていても本人の意図とは違う言葉遣いになってしまうこどももいる。そのため、その都度こどもに意思を確認することが必要である。その際、大人主導の誘導的な関わりになりやすいことを職員が意識した上で、こどもに確認を行っていくことが重要である。

これらの「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。

上述した流れを下図に示すとともに、これらの取組の実施に当たっての基本的な考え方や方法等について、以下（１）から（８）までに示す。

¹ 独立性を担保するとされており、あくまでもこども主導で、こども側だけに立って、その真のニーズが達成できるようにこどもをエンパワメントしていく役割を担う。



(1) こどもの育ちについての理解

乳幼児期に必要な支援は、大人とこどもの安定した愛着関係の構築である。大人との安定した愛着関係が構築されることで、人への期待や信頼感が育ち、こどもが自分の存在を肯定し、他者との適切な関係を形成するための基礎となる。

そのため、こどもの思いや要求を受け止め、こどもの状態や経緯を捉えてこどもの気持ちに寄り添い、共感し、また時には励ますなど、こどもと受容的・応答的に関わることで、こどもは安心感や信頼感を得て、甘えたいときに甘えられる、嫌なときは嫌と言える、怒りたいときは怒ることができる等の自己主張ができるようになっていく。

その上で、こども自身がより多くの体験・経験を積み、自分らしく生活できるよう、こどもが自分でできそうなことに取り組み、成功体験を増やすことも重要である。大人に支えられながら「自分でできた」という経験を積み重ねることで、達成感につながり、もっと色々なことをしたいというこどもの意欲を引き出し、ひいては自分に自信が持てるようになり人生を前向きに進んでいけるようになる。

また、年齢や発達の段階に応じて、こどもが自ら判断し行動することを保障することも重要であり、その際、大人は、こどもの力を信じて見守るという姿勢で、こどもの主体的な活動を大切にすることが重要である。つまりきや失敗の体験も経ながら、自己決定・自己責任の経験を重ねて大人になっていく。

こうした経験を積み重ねることで、こども自身が自らをエンパワメントし、本来の自分の力を発揮していこうとする力を引き出していくことが重要である。

(2) 信頼関係の構築

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の前提として、支援を行う事業所・施設の職員等とこども本人に十分な信頼関係が構築できていることが重要である。

職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、こどもが安心できる人間関係を形成するように努める必要がある。

こどもとの信頼関係を構築していくに当たっては、まずは何よりも「傾聴」することが重要である。

「傾聴」するに当たっては、こどもの存在そのものを認め、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、こどもを理解する必要がある。一見表出が非常に乏しいこどもであっても、こども一人一人の成育環境、性格、心身の状況、成長・発達の状況、特性等を踏まえ、そのこどもの感情や意思の表出方法に合わせ、こどもの表出することを傾聴する。たとえ、耳をふさぎたくなるような話であっても、職員はそのこどもの心情に想いを馳せながら傾聴し、一見実現不可能と考えられる意見でも「そう考えているんだ」といった受容の姿勢が必要である。

こどもの意見や気持ちを傾聴する際、職員は、こどもが安心して自分のペースで本音を話せるように、安全な場所を選定して、こどもから表出される意見を丁寧に確認しながら、こどもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるようにじっくりと傾聴する姿勢が大切である。

こどもが表明した内容を理解できない場合、職員は、聴き返すことはもとより、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図る等の創意工夫が求められる。そのこどもに一番適したコミュニケーション方法を見つけ、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようとするのが重要になる。

「今日はどんな遊びをして楽しむか」など、小さなことであっても、こどもの思いや意見を丁寧に傾聴しながらこどもの意思表示や自己決定を促し続けること、そしてこどもが成功体験などを積み重ねることを通して、自己肯定感や自尊感情、自己効力感や自己責任感などを形成しながら自己実現を図っていくよう、取り組んでいくことが求められる。

以下、こどもとの信頼関係の構築に関する取組例を示す。

ア. こどもと信頼関係を築くコミュニケーション

- ・ 親しみをもって日常の挨拶を交わす。
- ・ こどもと視線を合わせて、表情を読み取りながらコミュニケーションをとる。
- ・ 何気ない会話や、眼差しなどの非言語コミュニケーションを通して「大切な存在である」というメッセージを伝え続ける。
- ・ 遊びを通して信頼関係が構築されることや、こどもが身体や表情を用いて意思を表出することにつながることを理解し、こどもと一緒に遊びを楽しむ。
- ・ 握手をする、肩に手をかけるなど、こどもの状態や年齢に応じたスキンシップをする。
- ・ 職員からの働きかけに応答してくれたら、喜んだり、感謝の気持ちを表現したりする。
- ・ こどもの困りごとについて、適切な援助を行い、一緒に問題の解決を図る。
- ・ 対人コミュニケーションの楽しさを感じられるよう、こどもの発言に同意したり、笑いやユーモアを交えながら笑顔で明るく関わったりするなど、肯定的な関わりを心がける。
- ・ 小さな訴えでもしっかり聞く姿勢を持つなど、こどもと向き合う・寄り添う姿勢や意思を表情と言動・行動で伝えていく。
- ・ こども自身が大変な状況にある時、辛い時などは周囲に助けを求めてよいことや、その場合どのように助けを求めればよいかを教える。
- ・ こどもの欲求、思いや願いを敏感に察知し、その時々々の状況やこれまでの経緯を捉えながら、

時にはあるがままを温かく受け止め、共感し、また時には励ますなど、子どもと受容的・応答的に関わる。

- ・ 職員が子どもとの活動や生活を楽しむ。
- ・ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- ・ 子どもが意見を表明しても受け止められないと、「言っても仕方がない」となり、意見を表明すること自体を諦めてしまう可能性があるため、どんな些細なことでも、子どもが表明したものを可能な範囲で実現できるよう支援する。

イ. 生活の中における意識

- ・ いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、子どもが心身の疲れを癒すことができるようにする。
- ・ 一日の生活全体の流れを見通し、発散・集中・リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図る。
- ・ 可能であれば、一人の子どもに特定・少数の職員が関わる体制とすることや、事業所・施設の職員による子どもの受け持ち制にすること等により、それぞれの子どもが「自分のことをしっかり気にかけてもらえている」という安心感を得られたり、職員との信頼関係を形成しやすくしたりする。
- ・ 子ども一人一人の居場所が確保されている。
- ・ 生活する場所が脅かされない安全な場であることを、子どもが意識できるようにする。

ウ. 遊びの工夫

- ・ 子どもの気持ちは、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにする。
- ・ 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くことができるよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行う。
- ・ 子どもが遊びの中で満足感や達成感を得られ、時には疑問や葛藤を感じ、さらに自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度の源となるよう、子どもの年齢や発達の段階に応じて、子どもが夢中になって楽しむことができる遊びを提供する。
- ・ 子どものリズムやペースに合わせたレクリエーションや運動を行うとともに子どもの年齢や発達の段階に応じた図書や玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
- ・ 遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを職員との十分な交流を交えて提供する。

エ. おやつや食事場面における工夫

- ・ おやつや食事場面を通して、子どもが居場所や親密感を感じられるようにするため、楽しんでおやつや食事ができるよう心がける。
- ・ 一人一人の子どもが食べやすい環境や食べ方、食器等に配慮するとともに、子どもの嗜好に合わせ、食器を選んで購入する、リクエストされたメニューを準備する等、子どもの希望に沿うよう心がける。

- ・ 準備や片付け等、一人一人のこどもに合った役割を準備し、その役割を果たした際には、感謝の言葉を伝える。

オ. 環境の整備

- ・ 活動スペースや居室をはじめ、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、こどもを取り巻く環境を綺麗に保つとともに、綺麗で適切な環境を常に維持するために、軽度の修繕は迅速に行う。
- ・ 壁にこどもの作品や写真、賞状を飾ることで、こどもが「自分が大切にされている」と感じるようにする。

カ. こどもの自己領域と所有物の確保（主に障害児入所施設）

- ・ でき得る限り他のこどもとの共有の物をなくし、個人所有とし、こどもが「自分の所有物」という認識や喜びを得られるようにする。
- ・ 食器や日用品など、一人一人のこどもの好みに応じて個々に提供する。
- ・ 個人の所有物について記名する場合は、こどもの年齢や意向に配慮する。
- ・ 個人の所有物が保管できるよう、個々にロッカーやタンス等を整備する。
- ・ こどものパーソナルスペースには、こどもの意向が反映されるようにする。

（3）豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）

こどもが、多くの経験をすることで選択肢を拡げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備することが重要である。

また、障害のあるこどもは、障害の特性等により、自分の気持ちを表現することが難しい場合も多いことから、大人側の想いに基づく機会を一方向的に提供してしまうことがあるため、こども時代に自分で選ぶ機会を失いやすい。このため、こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出し、こどもが選ぶ機会に参画できるよう働きかけていくことが重要である。

こどもがより多くの体験をすることができるよう、まずは、「この支援者とだったらやってみたい」というようなこどもの安心感と信頼感を育み、様々な体験の機会を準備することが重要である。そして、こどもが参加したい体験を自ら選び、支援者と一緒に参加し、肯定的な体験を積み重ねていくことで、こども自身が「自分で選び、自分で決めた」と思えるような機会を設定し、やり遂げることにより自己を肯定できるよう、支援を行うことが重要である。その際、こどもが選ぼうとする、チャレンジしようとする体験に関する情報を、そのこどもの年齢や発達の段階、障害の特性等に応じて、こどもにわかりやすく伝えることが大切である。

具体的には、以下のような働きかけや支援が考えられる。

ア. 活動場面における配慮事項や選ぶ機会の提供

- ・ こどもの意向や発達の段階に合わせた活動や、個別・集団での活動を織り交ぜた活動を準備し、自発的に活動ができるように支援する。

- ・ つまづきや失敗の体験を大切に、こどもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成しながら、自己実現を図ることができるよう支援する。
- ・ こども一人一人に役割を与え、活動の中で成功体験などを積み重ね、責任感を形成しながら活躍できるよう支援する。
- ・ 障害種別や特性により、歩行や移動など活動に参加するに当たって必要となる用具や支援内容が大きく異なることを前提に、用具や支援内容が本人の状況や意向に合うものとなるよう配慮する。
- ・ 苦手な音や他者の動き等の刺激を考慮し、利用する交通機関や座る位置等に配慮する。また、こどもの特性に応じ、公共の場でこどもが困らないよう必要な用具を検討し使用する。
- ・ こどもが様々な活動を選択して取り組む経験を積んでいくために、こどもの希望に応じた活動や多彩な活動を用意するとともに、こどもがリラックスした雰囲気の中で自ら選択した活動を行うことができるよう活動環境を工夫する。
- ・ 行事などの企画・運営にこどもが主体的に関わり、こどもの意見を反映しながら、こどもと一緒に行事を作り上げていく。
- ・ 行事の開催に当たっては、行事当日だけでなく、事前の準備や行事後の振り返りをこどもと一緒に行うとともに、行事の後には、写真と一緒に見ること等を通じて、思い出が残るような工夫をする。
- ・ 創作活動では、表現する喜びを体験できるようにするとともに、日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持つことができるようにするなど、豊かな感性を養えるよう支援する。
- ・ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、いろいろな感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなどの環境を整える。
- ・ 公共交通機関の活用や公共の場での活動など、施設外の活動も実施する。

イ. 生活場面における配慮事項や選ぶ機会の提供（主に障害児入所施設）

- ・ 日課を含めた生活全般について、こどもの意思を尊重するとともに、日常的にこどもと話し合う機会を設け、生活改善に向けての取組を行う。
- ・ こども自身が自分の生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内のこども会、ミーティング等）を行うことができよう支援する。
- ・ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりできるような環境を整備する。
- ・ こどもが好みに応じて衣服やシャンプー、タオル等を選び、購入することができるよう配慮する。
- ・ 季節や生活場面に応じた衣服の選択や整理、衣替えを含む保管等ができるよう支援する。

(4) 意思表出支援

「意思表出支援」は、形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫した支援を行うことである。「意思表出支援」に当たっては、支援者が、こどもが日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取ることが重要である。

傾聴やその他の関わりで得たこどもとの信頼関係と、心理的・物理的に安全な環境を前提とし、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、こどもを理解するように努めることが必要である。

障害のあるこどもについては、こどもの障害の特性や発達段階等をよく理解し、職員間で共有したうえで、こどもが発する日々の小さなサインから心身の些細な変化まで気付けるよう、一人一人のこどもの意思の表出を理解する必要がある。また、こども一人一人に合わせた環境の配慮も必要である。

<こどもの日々の小さなサインや心身の些細な変化の例>

- 好きな音楽が流れると親指の先がぴくぴく動く。
- 声がすると、目で声のする方を追っている。
- オムライスを食べるときは進みが早く、カレーライスを食べるときは進みが遅い。
- 大きな音がする部屋には入りたがらない。
- 散歩している時、犬が見えたら、口元や目元が緩んだ。
- 表情は変わらなかったが、クリスマスツリーの電飾の方に顔を向けており、電飾が消えると顔を別の方に向けていた。

こうした、こどもの目の動き、開き方、口元の緩み、声の出し方（声音、声質）、繰り返す、何度も要求する、泣く、その場から離れる、ずっと居続ける、自ら見に行く、触りに行くといった細やかな変化や行動を捉え、事業所・施設の職員は、以下のような方法により、こどもの考えや思いを汲み取ることが求められる。

<こどもの考えや思いを汲み取る方法の例>

- 声の調子や雰囲気、行動などのわずかな違いから、こどもの気持ちを探る。
- 言葉を発することができないこどもの健康状態や精神状態を常に意識しながら支援に当たる。
- 指先、呼吸の速度、力のゆるみ等、わずかな動きであっても表現として汲み取り、こどもの感情を推測する。
- 表情や目の輝き、雰囲気から、こどもの喜怒哀楽の感情を推測する。
- 「絵カード」「写真」「現物」「言葉で表示」「指さし」等の様々な手段を用意し、こどもが自分で意見の表出ができるよう工夫を行う。
- 複数・多職種の職員間で、一つ一つの場面におけるこどもの表現や言葉を共有し、こどもの表現や言葉の真意を推測し、考えや思いを汲み取る意思を推測。

また、事業所・施設の職員は、こどもの障害特性や状態に合わせ、配慮や工夫をしながら、こどもの意思表出を支援していくことが求められる。以下に、こどもの障害特性や状態に応じた配慮事項を示しているが、これらはあくまでも一例であり、障害の種類は同じであっても、その程度や必要とする配慮・ニーズは一人一人異なるため、柔軟に対応していくことが重要である。

<障害特性に応じた配慮事項>

- 知的障害のある子どもに対しては、非言語的な「絵カード」や身振り手振りといった「サイン」等で子どもが意思を表出できるよう配慮する。具体的には、子どもに何かを伝える場合は、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、「絵カード」や「サイン」のほか、模倣をするなどして伝える。言葉で伝えるときは、具体的に一つずつ伝える。また、「絵カード」や「サイン」については、子どもが安心してリラックスしている場面で、遊びながら、身に付けられる機会を設けることが望ましい。
- 発達障害のある子どもに対しては、予定等の見通しを分かりやすく伝えることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境をつくる必要がある。見通しを持つためには、一つずつ伝えたり、1番目・2番目というように順番に伝えたりするよう心がける。また、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、メモ等を用いて常に確認できる形で伝えたりするよう配慮する。気になる予定や視覚や聴覚等の感覚から入る情報がある場面は避け、話していることに集中できる場を準備する。
- 視覚障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。仕草、ジェスチャー、点字等、子どものコミュニケーション手段に合わせて配慮する。
- 聴覚障害のある子どもに対しては、視覚的な情報や保有する聴覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。サイン、ジェスチャー、手話等、子どものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。
- 精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫する必要がある。子どもにとって信頼できる職員と一緒に活動しながら、少しずつ場に慣れていったり、人間関係を広げていったりする等の配慮が必要である。少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することや、事前に一緒に練習すること等の配慮も必要である。
- 病弱・身体虚弱の子どもや医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害のある子どもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、適宜休息等を取り入れるなど、子どもの心身に負担がないような配慮が必要である。
- 重症心身障害のある子どもに対しては、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取るよう努める必要がある。音声のほか、目の動きや表情、筋緊張の状態変化など、かすかな表出となる場合が多く見られることから、生理的指標（酸素飽和度・心拍数・血圧・体温・脳波・筋電図など）を利用してその子どもの意思を捉えたり、視線入力意思伝達装置やバイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊び等を通じて表出されるサインを読み取ったりするなど、様々な工夫により子どもの意思を汲み取ることが重要である。
- 複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

<トラウマを受けた子どもに対する配慮事項>

- トラウマを受けた子どもに対しては、強いストレス経験や衝動的な経験をしてきたことにより、生じているかもしれない不穏状態や不安・緊張状態に注意を向け、子どもにとって安全・安心な環境を整える必要がある。

○ こどもの目の前の言動は、そのこどもが出さざるを得ない言動であり、こどもの言動の背景にある考えや気持ちを理解する必要があるが、簡単なことではないため、職員間や外部の専門家を招いてケースカンファレンス等を開き、チームでこどもの状態像の検討や理解を進めるように心がけるなどの仕組みが必要である。職員は、こどもを理解し、支援技術を身に付けるとともに、こどもとの肯定的な関わりや、こどもの長所を褒めるなどストレングスの視点でのコミュニケーションを心がけることが重要である。

事業所・施設において大事なことは、こどもが意思を表出しやすい場づくりや雰囲気づくりである。日常的なコミュニケーションの中で、聴かれる権利を保障したコミュニケーションが取られていることや、当たり前前に聴かれる状況をいかに作っていくかが、意見形成や意見表出につながっていく。

こどもが意思を表出し、表出した意思が受け止められたと実感し、また表出したいと思うことを繰り返していくことが重要であり、これがこどもの自己肯定感を育てていくことにもつながっていくものである。

一見反応が乏しいと思われるこどもであっても、こうした取組や支援を通じて、周囲からの働きかけを受け止め、意識し、感じ、意思の表出につながっていく可能性があることから、日々の支援の場面において、こどもの小さなサインや心身の些細な変化を見落とさず、こどもと関わっていくことが重要である。

(5) 意見形成支援

こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが「意見形成支援」である。表明したい気持ちの言語化を苦手としているこどもは少なくないことから、こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする必要がある。

その際は、こどもと普段の生活を共にしたり、一緒に遊んだりするなどの方法により、こどもが自分の関心や好き嫌いを自由に表現できる関係性を構築すること等を通し、意見形成を支援することが重要である。

<意見形成支援の例>

- こどもが悩みごとや話したいことがあった際に気軽に話せるように「話を聞いてくださいカード」の設置を行う。
- こどもたちが司会進行や書記を務めるこども会議を定期的で開催し、活動計画（やりたいこと・食べたい物・行きたい場所）を話し合うなどの取組を実施する。
- 発語はあるものの、自分の気持ちを言葉にすることに抵抗感があるこどもに対して、「意思表示カード」を用意し、カードを見せれば伝えられるように支援する。
- 言語によるコミュニケーションが苦手なこどもに対しては、SNS やアプリを使い、文字によるコミュニケーションを行う。
- 「写真」や「絵カード」をこどもの目線に合わせて、手の届きやすいところに掲示し、「〇〇がやりた

い」という要求をこどもから訴えられるよう環境設定を行う。

- 発語がないこどもや、「自分の気持ちを察してほしい」と待ちの姿勢が強いこどもに対しては、「絵カード」や「写真」をこどもの手の届きやすいところに用意し、「〇〇がやりたい」という要求を伝えられるよう工夫する。

(6) 意見表明支援

「意見表明支援」は、「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援するものである。また、意見を表明したいものの、言語的な表出をすることが困難なこどもについては、事業所・施設の職員が、こどもの求めに応じて、その内容をこどもに確認した上で、その意見を代弁することも必要である。

〈意見表明支援の例〉

- 特別支援学校への進学を進められていたこどもが、本心では、普通校に進学した後、専門学校に進学したいと考えており、その旨を里親と放課後等デイサービスの職員には伝えることができた。その後、里親と放課後等デイサービス職員が、そのこどもの意見を学校教員に伝え、希望通りに普通校に進学することができた。

(7) 意見実現支援

こどもは、自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、「意見を表明してよかった」「また表明してみたい」という気持ちを育んでいく。

しかしながら、こどもが表明した意見（主観的な最善の利益）と、大人がこどもの将来を考慮し最善と考える対応（客観的な最善の利益）が必ずしも一致するとは限らない。こどもの発達にとって明らかに不利益だと考えられる場合には、周りの大人が抑止しなければならない。「こどもの最善の利益」という観点から、判断能力や経験が十分に備わっていないこどもの意見が必ずしも「客観的な最善の利益」とはならないケースにおいては、こどもの不利益につながらないよう大人が回避する必要がある。

こうした「こどもの最善の利益」と、こどもが自分のことを自分で決める権利をどこまで尊重するかは、こどもの意向や年齢、発達の段階や判断能力、意見の内容など様々な要素を勘案し、考えていくことが必要である。

事業所・施設の職員は、常にこどもの言動を受け止め、傾聴し、こどもの自分で自分のことを決める権利を大切にしながら、こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努めることが重要である。

4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点

(1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上

こどもの「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」などを行うに当たっては、まずは、職員がこどもの権利擁護の意義や重要性を理解し、なぜこどもの意思形成や意思表出、意見形成や意見表明などを支援する必要があるのか、それにより何が実現されるのか等の基本的な意識を向上させることが求められる。

(2)「職員の知識・技術等の向上」とあわせ、研修等で理解を深めていくとともに、研修等の受講の動機づけや、日々の支援の場面において常にこどもの権利を意識した関わりができるようにすることをねらい、法人や事業所・施設の基本理念や運営方針への明記、こどもの権利擁護の重要性を記した掲示物の掲示、施設長やスーパーバイザー等による日頃からの権利擁護の重要性の発信等を進めることも非常に効果的である。

(2) 職員の知識・技術等の向上

職員にこどもの権利擁護を大切にする意識があっても、これを実現するには一定の知識・技術等の向上が必要となる。

本手引きも活用して研修を実施するとともに、「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、事業所・施設内部の勉強会、実地研修（OJT）や外部研修の受講等、具体的な研修計画を立て、これに基づき取組を進めていくことも重要である。こうした取組は、事業所・施設全体の権利擁護の意識醸成や支援力の向上にも効果的である。

こうした研修や学習機会の提供が個々の事業所・施設、法人のみでは難しい場合は、市区町村や都道府県、社会福祉協議会といった公的機関が実施する研修を活用することも有用である。

(3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備

事業所・施設において、こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会議の設置等の仕組みを構築することにより、個々の職員の意識や判断に過度に依存せず、どのこどもにも一定・同様に権利擁護に関する支援を提供できるようになることが期待できる。

例えば、こどもの権利擁護に関する責任者を配置し、責任者を中心として、個々のこどもの意思の確認方法やこどもの意見の実現に向けたプロセスについて検討したり、このような権利擁護に関する事項について検討する会議を定期的で開催したりすることなどが考えられる。

また、事業所・施設は、こどもや家族からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じることが求められている。こどもの権利擁護に関する苦情についても、こどもの権利擁護に関する支援を行う職員と、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員とが協働して対応することが必要である。

(4) こどもに対する権利擁護に関する説明等

事業所・施設の職員は、こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であることや、権利擁護に関する苦情解決の手順等について、可能な限り分かりやすい方法で説明する必要がある。

(5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用

こどもの「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を進めるためには、こどものこれまでの生活環境や家族関係、人間関係や嗜好等の情報を把握しておくことが重要であり、これらの情報が本人の意向を推定する手がかりとなる。

また、こどもの日常生活における意見表明の方法や、こどもの特定の表情や行動から読み取れる意向、感情等について記録・蓄積し、本人の意向を推定する際の根拠とすることが重要である。意見形成・意見表明が難しい場合でも、「このときのエピソードには、こどもの意向を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げることは、こどもの理解と適切なアセスメントにつながり、また「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」における重要な参考資料にもなる。

また、今後の支援において役立て、よりこどもの権利擁護の取組の充実を図るため、なぜそのような「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を行ったのかについての判断の根拠や支援の結果について記録しておくことも重要である。

なお、こうした記録の際には、その意見がこども本人のものであるか、保護者のものであるかを明記しておくことが、こどもを権利の主体とした支援を行うに当たり重要である。

また、これらの記録の作成・保存や活用については、組織全体として進めることが大切である。

<記録の作成・保存・活用の例>

- アイコンタクトや視線、表情、仕草、身体の動き、行動等の感情の表出方法や、快・不快の反応や好みなど、些細なものであってもを記録として残し、会議等の場も活用し、職員間で共有する。
- 記録を作成する際は、こどもの反応だけでなく、学校行事や天候の情報もあわせて記録を行い、多角的にこどもの様子を分析できるように工夫する。
- こども本人及び保護者の承諾を得た上で、画像や動画で本人の様子を記録し、こどもの表情や様子をより正確かつ客観的に記録し、関係者間で共有する。

(6) 関係機関・関係者との連携

事業所・施設は、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して、こどもの権利擁護に関する取組を進めることが重要である。関係機関・関係者等との連携に当たっては、(2)の研修等の機会や(自立支援)協議会の場の活用などを通じて、連携の体制を構築していくことが重要である。

(7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画

事業所・施設で行われる活動や、事業所・施設の運営に関する事項は、管理者や職員が様々な要素を考慮し決めていくことが前提である。一方で、特に子どもへの支援に関することは、主体である子ども自身の意見を取り入れていくという観点や、子どもが「自分の意見が取り入れられ役に立った」という自己肯定感を得たり、意見を表明することの大切さや有意義さを体感できたりするという観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、子どもを参画させ、一緒に検討することも考えられる。

例えば、職員等で構成される会議等の場に、子どもも参加し意見を言ってもらうことや、子どもが集まって意見を言い合う会を定期的で開催し、そこで出た意見のフィードバックを職員が受けるなどといった方法が考えられる。

(8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化

こどもの権利擁護の取組を適切に進めるには、その前提として、こどもとの信頼関係の構築が極めて重要である。そして、信頼関係の構築のためには、「この職員・この大人なら信頼できる」「話を聞いてくれる」「自分の身近なところで一緒にいてくれる」という、特定の大人を中心とした継続的で安定した関係性を築くことが大きな一助になると考えられる。

上記の観点から、障害児入所施設においては、生活単位をより小規模なユニット単位としたり、本体施設とは別の建物・敷地にサテライトを設置したりすること等により、こどもと大人（職員）がより密接な関係性を構築できる環境を整え、こどもが意見や気持ちを表現しやすくなるように対応していくことが考えられる。

なお、この点は、障害児入所施設が、こどもができる限り良好な家庭的環境において支援を受けることができるよう努めなければならないとされているとともに、より家庭的な環境による支援を促進する観点から小規模グループケアやサテライト型について報酬上評価が行われていることも踏まえ、取組を進めていくことが大切である。